

2025年4月1日から 外国人の在留手続等 に関する手数料が 改定されます。



在留資格の変更や在留期間の更新などに必要な手数料が改定されます。

なお、2025年3月31日までに受付した申請については、当該申請に係る許可又は交付が4月1日以降となっても、改定前の手数料による納付となります。

手数料改定の例

手続		改定前手数料	改定後手数料
在留資格変更許可	窓口	4,000円	6,000円
	オンライン		5,500円
在留期間更新許可	窓口	4,000円	6,000円
	オンライン		5,500円
永住許可	窓口	8,000円	10,000円
再入国許可(1回限り)	窓口	3,000円	4,000円
	オンライン		3,500円
再入国許可(数次)	窓口	6,000円	7,000円
	オンライン		6,500円
就労資格証明書の交付	窓口	1,200円	2,000円
	オンライン		1,600円
特定登録者カードの交付	窓口	2,200円	4,000円
特定登録者カードの再交付	窓口	1,100円	2,000円



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



◀ 出入国在留管理庁 ホームページ TOP

Immigration and Immigration Control Agency Home Page TOP
<https://www.moj.go.jp/isa/>

▶ オンライン申請について
About Online Application

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineshinsei.html>



Q&A

Q1

オンラインで在留手続を行うには、
どのような手続をすればよいですか。

A1

事前に在留申請オンラインシステムで利用者情報登録又は
利用申出を行ってください。

- 外国人本人、法定代理人、親族(配偶者、子、父又は母)の方はマイナンバーカードを使って利用者情報登録を行います。

[詳しくはこちら▶](#)



- 弁護士、行政書士の方は届出済証明書を使って利用者情報登録を行います。

[詳しくはこちら▶](#)



- 所属機関の職員、公益法人又は登録支援機関の職員の方は、所在地を管轄する地方出入国在留管理官署宛てに利用申出を行っていただき、承認を受ける必要があります。

[詳しくはこちら▶](#)



Q2

在留申請オンラインシステムで、
どのような手続ができるのですか。

A2

在留申請オンラインシステムで申請可能な手続は、以下のとおりです。

- (1) 在留資格認定証明書交付申請
- (2) 在留資格変更許可申請
- (3) 在留期間更新許可申請

- (4) 在留資格取得許可申請
- (5) 就労資格証明書交付申請
- (6) 再入国許可申請※ (2)～(4) と同時に行う場合のみ
- (7) 資格外活動許可申請※ (2)～(4) と同時に行う場合のみ

なお、「外交」、「短期滞在」、一部の「特定活動」の在留資格を有する方又は当該在留資格への変更を希望する方は対象外となります。

Q3

**申請許可時の手数料について、
収入印紙の代わりにクレジットカード等で
電子納付することはできますか。**

A3

電子納付することはできません。

Q4

特定登録者カードとは何ですか。

A4

特定登録者カードとは、
トラस्टイド・トラベラー・プログラム（TTP）の
利用希望者登録が認められた方に交付されるカードです。

トラस्टイド・トラベラー・プログラム（TTP）の利用希望者登録が認められた方は、この特定登録者カードを使って自動化ゲートを利用することが可能となり、通常の審査ブースにおける入国審査官の対面審査を受けずに、迅速に出入国審査手続を終えることができます。

トラस्टイド・トラベラー・プログラム（TTP）は、商用、観光、親族訪問等の目的で本邦に短期間滞在するために入国するビジネスパーソン、観光客及びこれらの家族等であって、一定の要件を満たす「信頼できる渡航者（トラस्टイド・トラベラー）」と認められた外国の方について、「特定登録者カード」によって自動化ゲートの利用を可能とするものです。

私たちは、出入国在留管理行政が少しでも皆様に理解され 身近なものになることを願っています。

出入国・在留等の手続きについてのお問い合わせ先

▶ 地方出入国在留管理官署

札幌出入国在留管理局	〒 060-0042 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	TEL 0570-003259 (IP 電話・海外から：011-211-5701)	
仙台出入国在留管理局	〒 983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第 2 法務合同庁舎	TEL 0570-022259 (IP 電話・海外から：022-256-7025)	
東京出入国在留管理局	〒 108-8255 東京都港区港南 5-5-30	TEL 0570-034259 (IP 電話・海外から：03-5796-7234)	
東京出入国在留管理局 四谷分庁舎	〒 160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13 階・14 階	TEL 0570-011000	
	在留調査部門	所属機関等に関する届出・所属機関による届出	TEL 03-5363-3032
	オンライン審査部門	在留オンライン申請手続	TEL 03-5363-3030
	情報管理部門	審査記録管理	TEL 03-5363-3039
成田空港支局	〒 282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1 第 2 旅客ターミナルビル 6 階	TEL 0476-34-2222 (代) TEL 0476-34-2211	
羽田空港支局	〒 144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-4 羽田空港 CIQ 棟	TEL 03-5708-3202 (代)	
横浜支局	〒 236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	TEL 0570-045259 (IP 電話・海外から：045-769-1729)	
名古屋出入国在留管理局	〒 455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18	TEL 0570-052259 (IP 電話・海外から：052-217-8944)	
中部空港支局	〒 479-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1 CIQ 棟 3 階	TEL 0569-38-7410 (代)	
大阪出入国在留管理局	〒 559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53	TEL 0570-064259 (IP 電話・海外から：06-4703-2050)	
関西空港支局	〒 549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1	TEL 072-455-1453 (代)	
神戸支局	〒 650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	TEL 078-391-6377 (代)	
広島出入国在留管理局	〒 730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎内	TEL 082-221-4411 (代)	
高松出入国在留管理局	〒 760-0033 香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎 (総務課、警備部門)	TEL 087-822-5852 (代)	
	〒 760-0011 香川県高松市浜ノ町 72-9 浜ノ町分庁舎 (審査部門)	TEL 087-822-5851	
福岡出入国在留管理局	〒 810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎	TEL 092-717-5420 (代)	
那覇支局	〒 900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	TEL 098-832-4185 (代)	
東日本入国管理センター	〒 300-1288 茨城県牛久市久野町 1766-1	TEL 029-875-1291 (代)	
大村入国管理センター	〒 856-0817 長崎県大村市古賀島町 644-3	TEL 0957-52-2121 (代)	

▶ 外国人在留支援センター (FRESC / フレスク)

外国人在留支援センター	〒 160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13 階	TEL 0570-011000 (IP 電話・海外から：03-5363-3013)
-------------	--------------------------------------	--

▶ 外国人在留総合インフォメーションセンター等 (外国人在留総合相談を実施している窓口)

来所相談	上記の各地方出入国在留管理官署 (東京出入国在留管理局四谷分庁舎、各空港支局及び各入国管理センターを除く。)
電話相談	TEL 0570-013904 (IP 電話・海外から：03-5796-7112)



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

〒 100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎 6 号館
TEL 045-370-9755 (代)
<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

